

就労支援事業所等からの物品及び役務の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の障がい者の雇用の促進及び福祉的就労の安定を図るため、就労支援事業所等で製作された物品及び提供される役務を、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当するものとして、県が率先して調達することに関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、県の機関（本庁各部局、地域機関、企業庁、病院事業庁、教育委員会事務局（県立学校を含む）、議会事務局、警察本部、各種委員会事務局）が行う、物品の買入れ及び役務の提供を受ける契約に適用される。

(定義)

第3条 この要綱において「就労支援事業所等」とは、県内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (2) 同法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- (3) 同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（ただし、同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

(名簿の公表)

第4条 知事は、就労支援事業所等について、受注可能な物品・役務の内容を付記した名簿を作成し、公表するものとする。

(積極的調達)

第5条 契約締結権者は、就労支援事業所等で製作された物品及び提供される役務を、積極的に調達することに努めるものとする。

(契約内容の公表)

第6条 契約締結権者は、就労支援事業所等で製作された物品及び提供される役務について地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当するものとして発注するときには、三重県会計規則第73条第2項各号、三重県企業庁会計規程第164条第2項各号及び三重県病院事業庁会計規程第133条第2項各号の規定により、次の各号について県のホームページで公表しなければならない。

- (1) 契約締結権者は、あらかじめ発注見通しを子ども・福祉部障がい福祉課（以下「障がい福祉課」という。）へ報告し、公表は障がい福祉課が行うものとする。なお、発注見通しの内容は、金額、件数及び物品名等とする。
- (2) 契約締結権者は、契約を締結する前に、契約を締結しようとする内容の公表を行うものとする。なお、公表する内容は、物品名等、参加資格、見積書提出期限及び提出場所、契約締結の予定日、契約の相手方の決定方法、担当所属名及び連絡先とし、公表は契約を締結しようとする所属が行うものとする。
- (3) 契約締結権者は、契約を締結した後、契約の内容の公表を行うものとする。なお、公表する内容は、物品名等、契約の相手方となったものの名称及び契約の相手方とした理由、契約締結の日、契約金額、担当所属名及び連絡先とし、公表は契約を締結した所属が行うものとする。

（事務の所掌）

第7条 本要綱に関する事務は、障がい福祉課で所掌する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「第5条第11項」とあるのは「第5条第12項」と、「第5条第27項」とあるのは「第5条第26項」と、「同条第13項」とあるのは「同条第14項」と、「同条第14項」とあるのは「同条第15項」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。